

景観形成基準：建築物－１

項目		市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域																																													
配置		<ul style="list-style-type: none"> ●市街地から見える山なみや河川等の眺望や空間の広がり、斜面樹林等の緑の連続性を損なわないよう配置に留意する。 ●住宅地や商業地等の周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ●建築物の壁面位置は、圧迫感及び威圧感を緩和させるよう、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。 ●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●優れた眺望景観を阻害しないよう、また、山なみの稜線と調和するよう配置に留意する。地形の高低差がある場合はそれを活かし、周囲の自然景観や里山景観と調和し、農山村集落の趣を損なわないよう配置に留意する。 ●集落地の家なみの連続性に配慮し、周辺の建築物と調和する配置とする。 ●建築物の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。 ●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲から目立たないよう、稜線や斜面上部への配置は極力避ける。また、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。 ●稜線の分断や山なみの眺望を損なわないよう、自然の地形を活かし、周囲の自然景観や森林景観と調和する配置に留意する。 ●建築物の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、空間の確保に努める。 ●敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。 																																													
外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の高さは20m以下とする。 ●個々の建築物の規模は極力コンパクトに抑え、大規模になる場合は建物を分棟化するなど、圧迫感を与えないよう工夫する。 ●周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えないよう、まちなみに一体感をもたせ、建築物と敷地のバランスに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の高さは15m以下とする。 ●個々の建築物の規模は極力コンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を阻害しないよう配慮する。 ●周囲の集落景観から著しく突出した印象を与えないよう、家なみに一体感をもたせ建築物と敷地のバランスに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の高さは13m以下とし、かつ周囲の樹林の高さを超えないようにする。 ●周囲の自然景観に対して著しく突出した印象を与えないよう、規模は極力抑え、建築物と敷地のバランスに配慮する。 																																													
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮し、まちなみ景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 ●屋根・頂部形状は、できるだけ勾配屋根とするように努め、これが困難な場合は、周辺のまちなみ景観との調和に配慮したデザインを工夫する。 ●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。 ●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、集落地の家なみの連続性に配慮するとともに、周囲の自然景観と里山景観、趣のある農山村集落景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 ●屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、趣ある農山村集落の景観を損なわないよう、周囲の家なみと勾配屋根が連続する屋根の形態に配慮する。 ●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。 ●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。また、周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合は、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、森林などの周囲の自然景観と調和した形態・意匠に配慮する。 ●屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、森林など周囲の自然景観を損なわないようデザインを工夫する。 ●屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ●外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。 ●社寺、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮する。 																																													
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山なみや斜面樹林の緑を引き立て、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。 ●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。但し、賑わいづくりが必要なところでは、アクセントを与える色彩を工夫する。 ●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、自然や里山の緑を引き立て、周囲の農山村集落の景観と調和した色調とする。 ●基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。 ●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。 <table border="1" data-bbox="1172 1554 1944 1795"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td rowspan="3">各立面の2/3以上</td> <td>OR～4.9YR</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>3.0以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>5.0以下 4.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>1.5以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td rowspan="2">屋根</td> <td>OR～5.0Y</td> <td>6.0以下</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	彩度	基調色	各立面の2/3以上	OR～4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下	5.0YR～5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下	その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下	屋根色	屋根	OR～5.0Y	6.0以下	5.0以下	その他	6.0以下	3.0以下	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、森林や里山の緑を引き立て、周囲の自然景観と調和した色調とする。 ●基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ●使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。 ●アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。 <table border="1" data-bbox="2003 1554 2775 1795"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td rowspan="3">各立面の2/3以上</td> <td>OR～4.9YR</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>3.0以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>5.0以下 4.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>1.5以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td rowspan="2">屋根</td> <td>OR～5.0Y</td> <td>6.0以下</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	色相	明度	彩度	基調色	各立面の2/3以上	OR～4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下	5.0YR～5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下	その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下	屋根色	屋根	OR～5.0Y	6.0以下	5.0以下	その他	6.0以下
部位	色相	明度	彩度																																														
基調色	各立面の2/3以上	OR～4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下																																													
		5.0YR～5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下																																													
		その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下																																													
屋根色	屋根	OR～5.0Y	6.0以下	5.0以下																																													
		その他	6.0以下	3.0以下																																													
部位	色相	明度	彩度																																														
基調色	各立面の2/3以上	OR～4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下																																													
		5.0YR～5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下																																													
		その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下																																													
屋根色	屋根	OR～5.0Y	6.0以下	5.0以下																																													
		その他	6.0以下	3.0以下																																													
材料	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。 ●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。 ●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、耐久性に優れ、自然素材や地域特有の材料を用いるよう努める。 ●鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。 																																														

景観形成基準：建築物－２

項 目	市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺や商業地等においては、適度な屋外照明やライトアップなど、効果的な夜間景観の演出に配慮する。 ● 住宅地等において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ● 商業看板等の照明、ネオンサイン等は、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮する。 ● 点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ● 建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物の生息環境に留意する。 ● 点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ● 建物の外構で照明を行う場合は、周辺の自然環境、生物の生息環境に留意する。 ● 点滅式など光源で動きのあるものは、原則として避ける。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ● 道路に面する側はできるだけ緑化し、まちなみの統一感や緑の連続性の創出に努める。 ● 住宅地では、敷地内の緑化に努め、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ● 駅周辺や商業地等では、可能な限り敷地際の修景緑化に努めるとともに、プランターや花壇の設置など、緑化の方法を工夫する。 ● 大規模な商業施設や工場等の規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ● 使用する樹種については、周辺の樹林や緑地、街路樹等と調和したものであるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ● 集落地においては、敷地内の緑化に努め、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ● 規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ● 使用する樹種については、周辺の森林や里山、樹林等と調和し、地域の風土や自然植生に即したものであるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ● 敷地内は緑化に努め、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ● 規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ● 使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮するとともに、森林景観や自然景観と調和し、地域の風土や自然植生に即したものであるよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。大規模な駐車場は、周辺景観との調和に配慮し、外周部の緑化に努める。 ● 自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ● ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。 ● 自動販売機の類は、できるだけ設置を控えるものとし、設置する場合は、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観の趣を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ● ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、できるだけ出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。 ● 自動販売機の類は、できるだけ設置を控えるものとし、設置する場合は、周辺の森林景観や自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ● ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

景観形成基準：工作物

項 目	市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域
垣、さく、塀の類	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなみとの連続性に配慮するとともに、周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。 ●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●集落地の家なみの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観及び建築物本体と調和したものとする。 ●既存の石垣は、保全するよう配慮する。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 ●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の森林景観や自然景観及び建築物本体と調和したものとする。 ●既存の石垣は、保全するよう配慮する。やむを得ず撤去の場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 ●高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ●長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	<ul style="list-style-type: none"> ●設置に際しては、眺望景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ●高さは30m以下とする。 ●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。 ●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。 ●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置に際しては、山なみの稜線の分断や、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ●高さは30m以下とする。 ●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。 ●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。 ●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置に際しては、山なみの稜線の分断や、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ●山岳等においては、自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。 ●高さは30m以下とする。 ●形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ●色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や山なみ景観に配慮した色調を用いる。 ●反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。 ●電柱、電話柱の類は、できるだけ共架に努め、数を少なくする。 ●移動通信用鉄塔については、上野原市移動通信用鉄塔等設置基準による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の山なみや自然景観、眺望景観、まちなみ景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に留意する。 ●工作物の高さは20m以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観、眺望景観、農山村景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に留意する。 ●工作物の高さは15m以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮する。 ●工作物の高さは13m以下とする。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ul style="list-style-type: none"> ●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ●太陽光・風力・小水力発電施設を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。
地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。 	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電施設については、上野原市太陽光発電施設景観形成基準による。

景観形成基準：開発行為等

項 目	市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の形質の変更は、地形の特徴を損なわないよう配慮し、必要最小限に抑える。 ●周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努める。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ●法面が生じる場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木・草花等による緑化に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努めるなど、周辺からの見え方に十分配慮する。 ●敷地内の既存の良好な樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用に努める。 ●形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●掘採等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ●採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ●積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ●敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の伐採は原則として抑制するものとする。やむを得ず伐採する場合は、森林景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ●良好な眺望場所の近傍においては、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ●既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ●伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）の実施に努める。